

— 平成 27 年 1 月 1 日から —

# 重度心身障害者医療費の 受給対象者が変わります

改正後の受給対象者（下線部が改正点です）

- ① 身体障害者手帳（赤い手帳）1・2・3級までの手帳をお持ちの方
  - ② 療育手帳（みどりの手帳）Ⓐ・A・Bの手帳をお持ちの方
  - ③ 精神障害者保健福祉手帳（青い手帳）1級をお持ちの方（精神病床への入院については助成対象外です）
  - ④ 65歳以上で、埼玉県後期高齢者医療連合が定める障害認定を受けた方
- ※ 27年1月1日以降、上記の①～④に該当する等級の手帳を初めて取得した時の年齢が65歳以上の場合は、対象外となります。

## 埼玉県後期高齢者医療広域連合が定める認定基準とは

- ・精神障害者保健福祉手帳（青い手帳）1～2級の方
- ・身体障害者手帳（赤い手帳）4級の手帳をお持ちの方のうち、障がいの内容が音声機能・言語機能の障害及び肢体不自由（下肢）の一部の方

《ご注意ください》

改正後の受給対象者④に該当する等級の手帳を、65歳以上で新たに取得された方で、重度心身障害者医療費の受給資格登録をしていない方は、**平成26年12月26日(金曜日)**までに申請がない場合、受給資格がなくなります。（対象となる方には、個別に通知いたします）

なお、すでに登録がお済みの方は、引き続き受給対象になります。新たにお手続きしていただく必要はございません。詳しくは下記までお問い合わせください。

問い合わせ先

杉戸町役場 福祉課 障がい福祉担当

TEL 0480-33-1111（内線267）